

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	軽自動車税課税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

光市は、軽自動車税課税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山口県光市長

公表日

平成29年9月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	軽自動車税課税事務	
②事務の概要	<p>地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税を課税する また、申請に基づき、標識交付証明書、廃車証明書を発行する。</p> <p>軽自動車税課税事務では、特定個人情報を次の事務で使用する。</p> <p>①軽自動車税の課税事務 ②標識交付証明書、廃車証明書の発行</p> <p>番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。</p>	
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 宛名システム 3. 団体内統合利用番号連携サーバー 4. 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税課税情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第一の16の項	
	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) なし ※軽自動車税情報において、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。 (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	
	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 第20条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	市民部税務課	
②所属長	税務課長 杉本 光男	
6. 他の評価実施機関		
なし		

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部総務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1401
-----	------------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民部税務課 山口県光市中央六丁目1番1号 0833-72-1439
-----	------------------------------------

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月30日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

